

猪名県と畿内の県

岡 田 務

はじめに

日本の古代の地方制度が国県制であったことはいうまでもない。国県制とは、国造と県主による地方支配の制度であり、古代史上の重要な問題であるところから、これまで数多くの研究がなされ、すぐれた業績が蓄積している。それぞれの業績については、すでに「研究史」^①もあり、詳細はそれによられたいが、重要な問題であるため、さまざまな見解が出されている。

国県制の研究には、国造と県主の関係は当然のこととして、現在では、部民制やミヤケ制との関連、さらには古墳とどのように結びつくのかなど、研究は深化、複雑化している。こうした国県制にかかわる古代史上の諸問題を大きな目でみることは、とうてい私などの能力ではいかんともしがたい。ここでは、とくに県制をとりあげ、若干の検討を加えるのみである。

また、県は西日本を中心として、広い範囲にわたって分布している。この全国に分布する県を、一つ一つとりあげ、詳細な検討を加えるなどということは、これまた私の力の及ぶところではない。ただ、「今日までの県および県主の研究をさらに深めてゆくために」は、「地域の実態をふまえた研究が必要」であるという意見に勇気づけられ、「郷土史的附会に陥」るかもしれないが、かつて西摂平野に存在した「猪名県」を中心に、畿内の県について、若干の問題提起を試みたい。

一、猪名県について

『日本書紀』仁徳天皇三八年七月条には、次のような記事がある。

そのころ天皇は高台に出て皇后とともに暑さを避けるのを常としていたが、毎夜のように 餓野から寂しい鹿の鳴き声が聞こえてきて、あわれふかいおもむきを感じていた。ところがその月も終わりになって、いつもの鹿の声が聞かれなくなり、天皇は皇后と不審の気持を語り合って寝についたが、その翌日に猪名県の佐伯部が、天皇の御膳にと一頭の鹿を献上してきた。天皇は膳夫に命じて、どこでとった鹿であるかと問わせたところ、 餓野の鹿であると答えた。献上された鹿が日ごろ自分の心を慰めてくれていた鹿であったことを知った天皇は、佐伯部を皇后の近くにおくことをきらって、かかりの役人に命じて、これを安芸の国の淳田に移させたという^③。

この物語自体を、そのまま仁徳天皇の時の史実とは考えがたいが、猪名県がみえることは注目される。ただ、猪名県に関する史料は、この物語が唯一のものであり、他にはまったくみえない。はなはだ心もとないが、西摂平野の東部を流れる猪名川の流域は、古代より「イナ」と呼ばれていたことは確かで、『和名抄』には河辺郡為奈郷がみえ、『延喜式』の神名帳には、豊島郡に為那都比古神社がみえる。また、

『新撰姓氏録』には、摂津国皇別に為奈真人、摂津国諸蕃に為奈部首がみえ、猪名川流域一帯が猪名県の故地であったことに疑いはない。かつてこの地域は風光名美な場所であったらしく、『万葉集』などにも、「イナ」をおりこんだ歌が数多くみられる^④。

ところで、上記したように、猪名県に関する史料は非常にわずかであり、そのためか、従来、猪名県の研究は、それほど進んだものではなかった。しかし、近年になって、猪名川流域の各市において、市史が相次で公刊され^⑤、その市史には必ずといっていいくらい猪名県がとりあげられた。

さらには、県の研究の深化にともない、「地域の実態をふまえた研究」が重視されるようになり、ようやく猪名県が注目されるようになった。

以下、諸先学のすぐれた研究の成果に導かれながら、猪名県および畿内の県について、論を進めていきたい。

二 猪名県をめぐる諸問題

これまでの猪名県に関する諸研究のうち、もっとも注目されるのは、長山泰孝氏の「猪名県と為奈真人」であろう^⑥。この論文で、長山氏は、猪名県の実態、県制全般からみた猪名県、さらには猪名県主と為奈真人の関係など、すぐれた見解を述べられている。

長山氏は、猪名県で問題となるのは、(1)猪名県の所在地、(2)猪名県の性格、(3)猪名県を支配する氏族の三点とされ、それぞれ県の成立時期などをからませながら検討を加えられた。それを簡単に要約してみると、次のようである。

(1) 猪名県の所在地

『和名抄』に河辺郡為奈郷がみえるところから、為奈郷の旧域とされる尼崎市の北部が猪名県の主体をなし、さらに猪名川を遡り、河辺・豊島両郡にまたがるかなり広い地域もその領域としていた。

(2) 猪名県の性格

「仁徳紀」の「餓野の鹿の説話から、猪名県が狩賛の貢納をその職掌にしていたのではないかと想像されるが、同じ物語のなかに佐伯部のことがみえ、同じく膳夫がでてくることなどから、不確実ながら、猪名県は五世紀に盛行した前期県に属するものと推定され、その職掌の一つはおそらく内廷の膳司に対する狩賛の貢納であったであろう。

(3) 猪名県を支配した氏族

県を支配したのは県主であり、猪名県を支配した氏族は猪名県主とよばれたはずである。ただ、猪名県主をなめる氏族は知られておらず、おそらく五世紀末から六世紀にかけての県制の変動期に、没落し消え去ったのである。為奈真人が猪名県主の後身とする説もあるが、為奈氏が比較的新らしい皇親の氏族であることや、その氏族的地位などからみても、別の氏族とするほうが妥当である。なお、猪名県主は、在地の有力氏族であったと思われるが、河辺・豊島両郡にまたがる猪名県を一円的に支配していたわけではなかろう。

以上のように長山氏の見解を要約してきたが、非常にすぐれたものであるといえる。ただ、若干の異論もあるので、それを紹介し、さらに猪名県に関する理解を深めたい。

まず、(1)については、河辺郡為奈郷が猪名県の故地であるとする、従来からの説がある^⑦。しかし、前記したように、豊島郡にも「イナ」を冠する為那都比古神社がみえ、猪名県を為奈郷に限定することは無理であると思う。また、渡辺久雄氏は、良質の木材を重視され、猪名県は、猪名川の上流から下流まで、すなわち旧豊能郡と河辺郡を合せた範囲とされた^⑧。

県の範囲は、つまり県主の支配の及んだ地域であり、等閑視できない重要な問題であるといえる。したがって、その比定は慎重にならざるをえないが、前者はあまりに狭小であり、後者はあまりに広大である。猪名県の所在地については、さらに後述するが、ここでは猪名川の運んだ土砂で形成された沖積平野と、それを囲む丘陵地が猪名県の範囲であり、これを「猪名川文化圏」と呼んでおきたい。

(2)については、ほぼ異論はないが、木材の貢納を重視する考え方もある^⑨。もちろん、県一般の職掌は、「大王の祭祀のための供御料の貢納や、内廷に直結し大王家の家政に必要な物資と労働を提供することに^⑩あった」のであり、猪名県における狩賛の貢納は、猪名県の特徴的な職掌と考えることもできる。ともかく、史料の制約上、猪名県の性格について、詳細に論ずることは困難である。

(3)については、すでに為奈真人が猪名県主の後身とする説のあることを述べた。この問題については、長山氏の論文^⑪で詳細に検討されており、それを参照されたい。ただ、県主を名のる氏族、たとえば三島県主、珍県主、高市県主などは、律令時代には郡司という地方官人としてみえており、在地の有力者として、長くその勢力を保持したことが知られる。これに対し、為奈真人は、四位ないしは五位を、その最高の位階とする^⑫、中流ながらも中央貴族であったことを注意しておきたい。

以上によって、これまでの猪名県をめぐる諸問題は、おおむね長山氏の説が支持されると思われる。ただし、長山氏は、文献史料から猪名県を考察されたため、現在西摂平野に分布する諸遺跡と県がどのように関連するのかという問題には論及されていない。次に、おもに考古学的資料などから、県の成立時期を中心と考えてみたい。

三、 県制の成立時期とその契機

県の成立時期については、(1)、三世紀後半から五世紀にかけてとする上田正昭氏の説、(2)、おもに五世紀代とする吉田晶氏の説^⑬、(3)、五世紀後半から六世紀前半にかけてとする原島礼二氏の説^⑭などがある。この三つの説に対して、詳細な検討を加えたり、批判をおこなうことは、本稿の目的ではないので、紹介だけにとどめておく。ただ、私は、上田説がもっとも妥当だと考えており、主にこの説を中心として、論を進めていきたい。

県制の成立時期を考えるためにには、まず、畿内の県に注目すべきであろう。なぜなら、県制は、全国で同時期に成立したのではなく、王権の強く及ぶ畿内ではまず成立したと考えられるからである。そして、王権の拡大過程にともなって地方にも県が波及したのであろう^⑮。

ところで、畿内の県を整理すると、次のようになる。

〈大和〉 菅田（猛田）・春日・層富・山辺・十市・高市・磯城・葛城

〈山城〉 鴨・栗隈

〈河内〉 茅渟・河内・三野・志貴・紺口

〈摂津〉 三島・猪名

以上のように、畿内においては、一七の県を摘出することができる。国別では、大和→八、山城→二、河内→五、摂津→二となり、畿内でも県の分布にかなりのばらつきがみられる。

大和の場合は、奈良盆地内にはほぼ全域にわたって県が分布し、宇陀地方にまで及んでいる。吉野地方を除くと、ほぼ国全域に県が設置されたと考えられる。

河内の場合も、中河内に河内県・三野県、南河内に志貴県・紺口県、和泉に茅渟県が設置され、北河内を除くと、濃密に県が分布していたといえる。

ところが、山城・摂津の場合は、淀川流域を中心として、四県が分布しているにすぎず、大和や河内と比較すると、やや散在的であることはいなめない。ただ、山城・摂津における県には、すべて前期古墳が所在しており、それぞれの地方でも中心的な地域であったことは注意すべきである。

ところで、このように、畿内における県の分布に、国別でかなりのばらつきがみられるのは、何らかの意味があるのだろうか。一つの考え方としては、畿内のうちでも、王権の支配力が強国で、国全体に及んだ地方（大和・河内）と、主要な地域にのみ及んだ地方（山城・摂津）があり、その王権の支配力の強弱が、県の分布に反映しているのではなかろうか。県が大王家と密接な関係をもつところから、県の設置を、地方勢力の大王家に対する一種の服属の証拠とみなすならば、畿内における県の分布は、いつごろの畿内の状態を反映しているのだろうか。

上田氏によると、畿内の県は前期古墳の所在と対照するとされているが^⑯、今、その実態をみるとする。なお、古墳時代前期といつても、現在では二小期にわけて考えるのが一般的で、これを前期前半（四世紀前半）、前期後半（四世紀後半）と呼ぶこととする^⑰。前期前半は古墳の「発生期から播籠期」、前期後半は古墳の「発展期」とされている^⑱。

さて、前期前半の古墳は、「発生期から播籠期」にあるためか、非常に数が少なく、畿内でも散在的に分布しているにすぎない。まず、畿内の県は前期前半の古墳の所在と対照しないと考えられる。前期前半の古墳のなかで、とくに注目されるのは、奈良盆地の東南部に集中する四基の前方後円墳である^⑲。これらは、すべて二百メートルを越える大型前方後円墳で、大王墓と呼ぶのにふさわしい。このように、奈良盆地の東南部は初期大和政権の所在地と考えてよく、この地域を県名でいえば、磯城県・山辺県・十市県・高市県にあたると思われる。これらの県は、かつては「祭祀的・部族的な人的な団体として独立の小国であった」^⑳かもしれないが、おそらくとも四世紀の前半には統合され、初期大和政権の基盤となつたと考えられる。したがって、この地域には、古墳造営以前すでに県的存在が成立していた可能性がある。

前期前半の古墳として、さらに注目すべきものとして大塚山古墳がある。大塚山古墳は京都府相楽郡山

城町椿井に所在する全長約百八十メートルの前方後円墳であるが、その規模もさることながら、三面をこえる三角縁神獣鏡が出土したことで有名な古墳である^㉔。ところが、この大塚山古墳の所在する地域に県が存在したという史料がないのである。県と前期古墳が対照しない例として、これ以上のものはないと思われる。大塚山古墳の被葬者は、その副葬品の内容などから、初期大和政権と密接な関係をもっていたとされており、決して独立した地位を保っていたわけではない。前期古墳を県制の成立のよりどころとすれば、前期前半には、まだ県制が成立していないとするのが自然のようである。

前期前半から後半にかけて、古墳は「発展期」をむかえ、その数が増加するとともに、畿内の全域にわたって前期古墳が分布するようになる。詳細はさけるが、畿内における県の所在地には、ほぼすべて前期古墳が出現するようである。県が前期古墳の所在と対照するのは、古墳時代の前期後半、すなわち四世紀の中葉から後半にかけての時期である。古墳からみれば、県制の成立はこの時期におくのがもっとも妥当に思われる。しかし、やはり、前期後半の古墳は、畿内において、県の所在地以外のところにも分布している。これは、前期古墳のほうが、県よりも広範囲にわたって分布していることを示している。もし、古墳時代前期に、すでに県制が成立していたとするならば、県主であった人も、そうでない人も、なんらかの形で大和政権と関係をもち、かつ勢力を有しておれば、前期古墳を造営したと考えざるをえない。

具体的な例として、摂津における県と前期古墳をとりあげてみよう。前記したように、摂津には三島県・猪名県という二つの県が知られている。三島県に所在する前期古墳としては、弁天山C一号墳・紫金山古墳・將軍山古墳などがあり、猪名県には万籾山古墳・池田茶臼山古墳が知られている^㉕。これらの古墳は、前期前半から後半にかけて、ほぼ同時期にあいついで造営されたとみられているが、とくに紫金山・將軍山・池田茶臼山・万籾山の各古墳は、立地点や内部構造などに類似点が多いとされている^㉖。しかし、墳丘の規模からみれば、紫金山・將軍山が百メートルを越すのに対し、万籾山・池田茶臼山は六十メートル前後であり、三島県のほうに、より強い政治集団の存在が推定しうる^㉗。これらの古墳の被葬者が県主であるとすれば、同じ県といつても、県主の支配する土地・民衆には、あきらかに差異があったと考えられる。

また、六甲山南麓の海岸地帯には、古墳時代前期の前方後円墳や円墳が点在している。これは、瀬戸内海航路としてのこの地域の重要性を示すものと思われるが、県が存在した史料はない。とくに、神戸市東灘区に所在するヘボソ塚古墳は、全長六十メートル前後の前方後円墳で、その副葬品の内容からみても万籾山古墳や池田茶臼山古墳とそれほどの差はなく、むしろすぐれた点が多いといえる。

以上のように、摂津における県と前期古墳をみると、(1)県の所在地でも、前期古墳の規模には差があり、それは在地勢力の強弱を示すものである、(2)県の所在地以外にも前期古墳は存在し、県の所在地における古墳とそれほどの差はない、(3)したがって、前期古墳の大小ないしは副葬品の優劣は、その被葬者の勢力の強弱を反映し、県主かいなかの問題ではない、のようなことがいえる。

これらのことから、前期古墳が県や県主となんらかの関係があるとしても、両者を単純に結びつけることはきわめて危険であろう。

県制の成立時期を考えるうえで注目されるのは、畿内における県の分布である。前記したように、県が

大和・河内に濃密であり、山城・摂津に散在的であるという事実は、古墳時代よりもむしろ弥生時代の畿内の社会を反映しているのではなかろうか。

弥生時代中期中ごろの畿内の弥生式土器は、おおむね国を単位とした地方色をもっていたが、大きくみると畿内北部と南部に大別できるとされている^⑩。畿内北部は摂津・山城・北河内（枚方丘陵）をさし、畿内南部は中河内・南河内・大和・和泉をさす^⑪。今、県の所在を南北別にみると、畿内北部→四、畿内南部→一三となり、圧倒的な差のあることがわかる。これは、畿内南部がほぼ統一され、やがてその勢力によって畿内北部も統合されていく時期、すなわち弥生式土器に「畿内的一体化」のみられる弥生時代後期の畿内の社会を反映しているのではなかろうか。弥生時代後期に県制が成立したと考えるには無理があるにしても、その萌芽的な県的存在は指摘することができるのではなかろうか。

制度としての県制の成立には、なんらかの契機が必要であろう。その契機を具体的な例をもってみようとしては、大古墳の造営に注目すべきであると思われる。いうまでもなく奈良盆地の東南部に所在する四基の大型前方後円墳である。これらの古墳を造営するために、いかほどの労働力と物資を必要としたかを計算することは不可能であるが、それが多大なものであったことに疑いはない。その古墳の一つである箸墓には、「是墓者、日也人作、夜也神作、故運大坂山石而造、則自山至于墓、人民相踵、以手遞伝而運焉」という伝承がある。これを史実として、そのまま認めるわけにはいかないが、巨大な前方後円墳の造営には、膨大な物資と労働力が必要であり、かつ神秘的な要素が強いといえる。

この多大なる物資と労働力は、畿内南部はもとより畿内北部にも、つまり畿内一円にわたって求められたのではなかろうか。偉大な王の墳墓造営のために、弥生時代以来の関係をもつ畿内の諸豪族は、強制的であるかいなかはわからないが、共同して物資と労働力を提供したと考えられる。そして、このことにより、諸豪族とは隔絶した一人の大王が確定し、それを中心とした初期大和政権が成立したのではなかろうか。さらに、墳墓造営に奉仕した諸豪族を、政権下に組み入れる制度、これこそ、第一次的な県制の実態ではなかつたろうか。

以上、考古学の立場から、県制の成立とその契機をみてきたが、大型前方後円墳の造営を過大評価しきたかもしれない。しかし、古墳時代は、「階級および階層の差異が墓制に極端に反映した」、「日本における最初の階級社会」であるといわれている^⑫。奈良盆地の東南部に所在する大型前方後円墳は、古墳時代の前期前半における頂点であり、また、それを起点として各地に前期古墳が出現する。前方後円墳は畿外で発生したのかもしれないが、それを階級社会の具現化として位置づけたのは、大型前方後円墳の造営であろう。

弥生時代以来、社会の階級化は進んだであろうが、多大な物資と労働力を、一個人の「非生産的」建造物に「浪費」することによって、一地域の支配階級が明確な姿であらわれる。まして、その地域のわくを超える大型前方後円墳は、過大に評価されるべきであろう。

四、 猪名県と県主

県を支配したのは、いうまでもなく県主である。しかし、一人の県主によって、県が一円的に支配されたのかというと、必ずしもそうではないという意見がある³⁴⁾。とくに、県が広範囲の領域を占めていた場合、その地域には大小の在地勢力が存在していたであろう。この場合、県主はその地域の代表的な氏族であるとするのが自然のようである。それが古墳の規模と内容に反映しているとするならば、三島県主一弁天山古墳群、栗隈県主→久津川古墳群というような関係を相定することも可能である。ところが、すべての県の所在地でこのように都合よくいくわけではなく、かえって在地の複雑さを示すと思われる例もある。.

猪名県の所在地である猪名川流域一帯を眼下にする丘陵上には、次のような前期古墳が分布している。

長尾山丘陵一万籠山古墳³⁵⁾・長尾山古墳³⁶⁾

五月山丘陵一池田茶臼山古墳³⁷⁾・娛三堂古墳³⁸⁾

刀根山丘陵一待兼山古墳・御神山古墳・新免上佃古墳³⁹⁾

以上、三丘陵にわたって七基の前期古墳が知られているが、長尾山古墳が前方後方墳、娛三堂古墳が円墳であるほかは、すべて前方後円墳である。これらの前期古墳は、すでに消失してしまったり、盗掘を受けていたりなど、不明な点も少なくないが、一応、次のようなことが考えられる。

まず、古墳は長尾山丘陵・五月山丘陵・刀根山丘陵の北端と南端にわたって分布しており、少なくとも四つの地区に分散している。このことは、四世紀代、猪名川流域にはいまだ集中的な勢力は存在せず、三ないしは四の在地勢力が併存していたことになる。おそらくは、銅鐸の分布から類推しうる弥生時代の分散的な勢力が、古墳時代になってもそれほど大きく変化せずに継続したとみられる。そして、この分散的な勢力が個々に大和勢力と結んだところに、こうした前期古墳の点在という現象があらわれたと考えられている⁴⁰⁾。

また、前記した古墳のなかでも、早い時期に造営されたと思われる万籠山古墳と池田茶臼山古墳は、墳形、墳丘の規模・内部主体などに類似した点が多くみられ、ほぼ同時期に、同じような勢力をもつ二人の首長の墳墓と考えられる。これから、四世紀代においては、猪名川流域を一円的に支配する卓抜した勢力が存在していないことを示している。なお、この二古墳は、猪名川が突如として平野部に流れこむ地点の丘陵上に、猪名川を境にして東西に対峙するように造営されていることから、これらは猪名川と深いかかわりをもつ、つまり猪名川の水利用に成功した二人の首長の記念碑的存在とみられている⁴¹⁾。

古墳時代中期になると、古墳は一定の地域内に造営されるようになり、古墳群を形成するようになる。猪名川西岸には、御願塚古墳・大塚山古墳⁴²⁾・南清水古墳・池田山古墳⁴³⁾・御園古墳⁴⁴⁾という近接した五基の前方後円墳で構成された猪名野古墳群がある。また、東岸には、現在は大石塚・小石塚など数基を残すにすぎないが、かつては三十六塚と称された桜塚古墳群がある。五世紀代の猪名川流域は、西岸部は猪名野古墳群の被葬者たちによって、東岸部は桜塚古墳群の被葬者たちによって支配されたと考えてもよからう。

以上、古墳時代前・中期における、猪名川流域の古墳を概説したが、この地域にあっては、中期になつても流域一帯を統合・支配するような卓抜した氏族が出現しなかつたといえる。このような前・中期の古

墳のあり方からみて、猪名県における「県主支配の弱体性」^⑯を指摘しうるかもしだれない。

ところで、県主がその地方の有力氏族であり、それが古墳に反映すると考えられるのならば、猪名県主は猪名川流域のどの古墳の被葬者に相当するのだろうか。古墳時代前期の猪名川流域の有力氏族は、三ないし四あり、不明な点もあるが、ほぼ同じような勢力を保持していたと思われる。また、中期になると、猪名川流域は、東西の有力二氏族によって支配されたと考えられる。この両者は、古墳の数からみれば東部が有勢であり、前方後円墳を重視すれば西部が有勢であり、両者甲乙つけがたいといえる。すなわち、猪名川流域における代表的な一首長を、前・中期の古墳から指摘することは非常に困難である。

長山氏は、猪名県の中心は河辺群為奈郷にあり、猪名県主は為奈真人にとってかわられたとされている^⑯。そうすれば、猪名野古墳群の被葬者こそ猪名県主にふさわしいといえるであろう。また、吉田氏も、猪名川流域の首長的古墳のありかたは複雑であり、地域政治勢力の隆替に関しては、単純な結論を許さないとされながら、おおむね長山氏の説を支持されているところから、同じように考えてもよかろう。

しかし、県のなかに同じような勢力をもつ二氏族がおり、一方が県主で、一方はそうではないとするには、若干の無理があるのではなかろうか。猪名野古墳群の被葬者を猪名県主であるとするならば、猪名県は河辺郡為奈郷を中心とする狭い範囲と考えるほうが自然である。だが、前記したように、猪名県は河辺・豊島両郡にまたがる広い範囲をさしていたと考えられる。このことから、古墳時代中期における猪名県主は、猪名野古墳群の被葬者と、桜塚古墳群の被葬者の「輪番制」であったか、または「複数制」であったとすべきではなかろうか。私は、古墳のありかたからみれば、後者、すなわち県主の「複数制」が妥当ではないかと思う。

「菟田下県」という記述からみて、県の範囲が広く、かつ複数の同じような勢力を有する氏族が併存していた場合、その地域には、上・下のような区域が存在したのではなかろうか。古墳時代中期における猪名県は、猪名川を境に、東西二人の県主が存在しており、中央からはともに猪名県主と呼ばれたと考えたい。なお、古墳時代前期には、三ないしは四人の猪名県主が存在していたと思われる。

猪名県は、その領域が広大であったためか、古墳時代中期にいたっても、県を一円的に支配する氏族が出現せず、東西のそれぞれの勢力によって県の支配がおこなわれてきた。弁天山古墳群の被葬者の後裔によりほぼ統一された三島県、かつ律令時代にいたっても地方官人として名を残す三島県主と比較すると、猪名県・猪名県主の「弱体性」はあきらかであろう。それゆえ、「五世紀代にすすめられたと考えられる渡来氏族を中心とする開発」^⑯や新たな氏族の台頭によって、猪名県主は解体・衰亡したのであろう。

おわりに

以上、猪名県を中心に畿内の県についてみてきたが、能力不足はいかんともしがたく、支離滅裂になつたところも少なくない。県制の研究が、いかに幅広いものであるか、いまさらながら気づいた次第である。

県制の研究のうえで、県の分布が大きな意味をもっていることは、上田氏の指摘以来、ほぼ定説化している。私は、とくに畿内における県の分布に注目し、畿内北部と南部に大きな差異のあることを述べた。

そして、この状態は、古墳時代よりも弥生時代後期の畿内を反映しているのではないかと考えたのである。ただ、弥生時代後期というと、「邪馬台国」との関連があり、意識的にさけることにした。今後の問題点としたい。

しかし、権力の所在は、やはり、首長墓たる古墳の出現をもってあきらかになる。すなわち、首長個人の「非生産的」建造物に、多大なる物資と労働力をついやすことにより、民衆とは隔絶した支配階級としての首長権が確定する。まして、一地域のわくをはるかに超越する大型前方後円墳は、過大に評価されてしかるべきと思う。私は、この大型前方後円墳の造営を契機に、県制が成立し、それをてこにして初期大和政権が確立したのではないかと考えてみた。

古墳時代における畿内に各地域は、おおむね県制によって統治されていたと思われるが畿内全域が県だったわけではない。県でなかった地域は、畿内北部に多く、そこにも前・中期古墳が存在する場合もあり、県制によらず中央政権とむすびついた在地勢力もあったことを示している。

古墳を手がかりとして、地方の情勢をみると、集中的な勢力により支配がおこなわれた地域もあるが、弥生時代以来の散在的な勢力が併存していた地域もある。猪名県は後者の例であり、古墳時代前期には三ないしは四、中期には二の勢力が併存しており、それらは古墳の規模・内容からみて、それほどの差異があったとは考えられない。すなわち、猪名県では、古墳時代前・中期をとおして、県全域を支配する集中的な勢力はあらわれなかつたといえる。したがって、県の支配者たる県主をいづれの古墳の被葬者に比定すべきかは困難で、むしろ猪名県には複数の猪名県主が存在したのではなかろうかと考えた。また、猪名県主が史料に名を残さず解体・衰亡したのは、こうした「弱体性」によるものと思われる。

最後に、この論文が、長山氏のすぐれた研究によりながら、ほとんどそのわくをこえることができなかつたことを反省するとともに、西摂地域の郷土史研究の一助になれば、私にとっては望外の喜びである。

[注]

- ① 新野直吉『研究史 国造』(吉川弘文館 昭和四九年)
- ② 吉田晶『日本古代国家成立史論』(東京大学出版会 昭和四八年)
県については、第五章、「県および県主」を参照されたい。
- ③ 長山泰孝「古代の尼崎」(『尼崎市史』第一巻 尼崎市役所 昭和四一年)
なお、亀田隆之氏も、『伊丹市史』第一巻で同じように解釈されている。
- ④ 卷第三、高市連黒人

吾妹子に猪名野は見せつ名次山角の松原いつか示さむ

巻第七、摂津作

しなが鳥猪名野を来れば有間山夕霧立ちぬ宿は無くて

一本に伝はく、猪名の浦廻を漕ぎ来れば

- ⑤ 『豊中市史』、『池田市史』、『箕面市史』、『伊丹市史』などがすでに公刊され、『尼崎市史』、

- 『宝塚市史』、『川西市史』が現在、継続して公刊されている。
- ⑥ 長山泰孝「猪名県と為奈真人」(地域史研究 第2巻第2号)
 - ⑦ 鳥越憲三郎「為那国と勝部遺跡」(『勝部遺跡』 豊中市教育委員会 昭和四七年)では、この見解をとられている。
 - ⑧ 渡辺久雄「伊丹地方の条里制」(『伊丹市史』第1巻 伊丹市役所 昭和四六年)
 - ⑨ ⑧に同じ、また同じ『伊丹市史』第1巻の、亀田隆之「摂津地方の開発と大和朝廷の畿内支配」にも述べられている。
 - ⑩ ⑥に同じ
 - ⑪ 神戸新聞社社会部編『祖先のあしあと』Ⅲにおける赤松啓介氏の説
原島礼二『倭の五王とその前後』(塙書房 昭和四五年)
 - ⑫ ⑥に同じ
 - ⑬ 「九世紀以前郡司一覧表」(『古代の日本』9 角川書店 昭和四六年)による
 - ⑭ ⑨の亀田氏の論文に、八・九世紀の猪名氏の一覧表がある。
 - ⑮ 上田正昭「国県制の実態とその本質」(『日本古代国家成立史の研究』 青木書店 昭和三四年)
 - ⑯ ②に同じ
 - ⑰ 原島礼二「県の成立とその性格」(『日本古代王権の形成』 校倉書房 昭和五二年)
 - ⑱ 上田氏は⑮で、畿内の県を第一次的なもの、辺境の県を第二次的なものとされ、その内容と性格について言及されている。
 - ⑲ ⑮に同じ
 - ⑳ 前期前半は前Ⅰ期、前期後半は前Ⅱ期と同じ時期である。
大塚初重「古墳の変遷」(『日本の考古学』古墳時代上 河出書房 昭和四一年)
 - ㉑ ㉐に同じ
 - ㉒ 北より手白香皇女陵(二二四メートル)、箸墓(二七八メートル)、桜井茶臼山古墳(二〇七メートル)、メスリ山古墳(二三〇メートル)
 - ㉓ 井上光貞「国造制の成立」(史学雑誌 六〇の一)
 - ㉔ 小林行雄「同 鏡考」(『古墳時代の研究』 青木書店 昭和三六年)
 - ㉕ ㉔に同じ
 - ㉖ 野上丈助『摂津の古墳』(古美術鑑賞社 昭和四四年)に概説されている。
 - ㉗ 『摂津万籠山古墳』(宝塚市教育委員会 昭和五〇年)
 - ㉘ ㉗に同じ
 - ㉙ 森浩一・石部正志「古墳文化の地域的特色 畿内およびその周辺」(『日本の考古学』古墳時代上 河出書房 昭和四一年)
 - ㉚ 梅原末治「兵庫県下に於ける古代古墳の調査」(兵庫県史跡名勝天然紀念物調査報告二、大正一一年)

- ③① 佐原真「考古学からみた伊丹地方 弥生式時代」(『伊丹市史』第一巻 伊丹市役所 昭和四六年)
- ③② ③①と同じ
- ③③ 近藤義郎「古墳とはなにか」(『日本の考古学』古墳時代上 河出書房 昭和四一年)
- ③④ ⑥④と同じ
- ③⑤ 梅原末治「摂津万籠山古墳」(『日本古文化研究報告』第四 昭和一二年)
- ③⑥ 檀本誠一「長尾山古墳外形測量調査報告」(『宝塚市文化財調査報告第一集』 昭和四六年)
- ③⑦ 堅田直『池田市茶臼山古墳の研究』(大阪古文化研究会学報第一輯 昭和三九年)
- ③⑧ 富田好久「古墳時代の池田」(『池田市史』史料編一 昭和四二年)
- ③⑨ 藤沢一夫「古墳文化とその遺跡」(『豊中市史』本編一 昭和三五年)
- ③⑩ 高井悌三郎「考古学からみた伊丹地方 古墳時代の伊丹」(『伊丹市史』第一巻 伊丹市役所 昭和四六年)
- ③⑪ ③⑦と同じ
- ③⑫ ③⑩と同じ
- ③⑬ 梅原末治・小林行雄「園田村大塚山古墳とその遺物」(『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第一五輯 昭和一六年)
- ③⑭ ③⑩と同じ
- ③⑮ 村川行弘「考古学からみた尼崎地方」(『尼崎市史』第一巻 尼崎市役所 昭和四一年)
- ③⑯ なお、猪名川流域の旧海岸線沿いには、西摂最大の前方後円墳である伊居太古墳が存在しているが、その立地や主軸の方向からみて、猪名野古墳群とは別のものと考えられる。③⑩参照
- ③⑰ ③⑨と同じ
- ③⑱ ⑥④と同じ
- ③⑲ ⑥④と同じ
- ③⑳ ②④と同じ
- ③㉑ ②④と同じ